

2018年6月8日

富山市議会 自由民主党
会長 村家 博 様

政務活動費に関する質問状への回答

富山市議会日本共産党
代表 赤星ゆかり

平成30年5月30日付で貴会派より寄せられた「政務活動費に関する質問」に対して、以下、回答いたします。

第1：平成27年11月9日及び10日付赤星ゆかり議員及び中山雅之議員の富山・東京間の交通費について

問. 1 「要望書は、いずれも日本共産党県委員会委員長上田俊彦氏の名によってなされ、富山市議会会派またはその所属議員によってなされたものではありません」

回答. 3の質問事項①～④への回答とあわせてお答えします。

問. 2 「富山市政に関する要望は、全体のうち僅かである」

回答. 富山市に関する要望は、全体28件中17件、小項目まで入れれば43件中30件であり、「僅か」ではありません。富山市民の生活に関わる国政に対する要望は、福祉や教育や環境など多岐にわたり、箇所付のある土木要望だけではありませんので、当然、全国的、全県的な政策に対する要望となることが多くなります。

また表示（ナンバーリング）のしかたにより富山市以外の項目が多くあるように見られるかもしれませんが、全国的、富山県に関するものは当然、富山市政（富山市民）に結びつくものです。

問. 3 質問事項

①「上田俊彦日本共産党県委員会委員長の名でなされた所轄大臣に対する要望は、日本共産党の政党活動であり、富山市議会会派の政務活動とはいえないのではないかと」

②「前項について富山市議会会派の政務活動であると考えられる場合は、その理由を示してください」

③「富山市以外の市町村についての国務大臣に対する要望は富山市議会会派の政務活動とはいえないのではないのでしょうか。特に黒部川ダム、あさひ総合病院、利賀ダム等、他の市町村に所在する設備に関する要望は、明らかに富山市政との関連性を欠いているのではないのでしょうか。」

④「前項について富山市議会会派の政務活動と考える場合、その理由を示してください。」

回答. ①～④について、まとめて回答します。

上記の政府省庁への要望は、住民の切実な要望を国に届けるため、県内の日本共産党所

属の自治体議員と合同で国への要望を出し合ったものを、国会議員事務所を通じてまとめて各省庁に提出しており、各自治体に共通する問題も多くあります。回答を受けるにあたって上京し、参議院会館の会議室などにおいて合同で回答を受け、それぞれ担当者と意見交換しているものです。富山市議会日本共産党として主体的に参加し、富山市民にとっての切実な要望を提出しています。要望書が上田俊彦日本共産党県委員会委員長名になっているのは、県内の市町村議員の連絡組織はないためです。実質、富山市民の要望を国に届ける富山市議会会派の活動の一環として行ってきました。

当時の運用指針（旧運用指針）の「3(5)要請・陳情活動費」には「会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費」として「(資料印刷費、文書通信費、交通費、参加費等)」があり、この規定に則って支出したものです。また運用指針には、他の自治体議員等、他者と合同で要請・陳情活動を行ってはならないとの規定はありません。

第2：赤星ゆかり議員及び中山雅之議員の平成28年2月15日付富山県地方議員研修会参加費について

問. 1 研修会への支出について

「富山市議会政務活動費を充てることができる経費に関する運用指針（以下「運用指針」といいます。）では、議員間の懇談会への政務活動費の支出は不適切であるとされています（運用指針4(6)）。2016年2月16日付活動報告書によれば、上記研修会は、『議員の経験交流、懇談を深めるためのもの』との記載がありますが、議員の経験交流、懇談を深めるための研修会への参加費用を政務活動費から支出することは、運用指針に抵触しないでしょうか。抵触しないと考える場合には、その理由を示してください。」

回答. この研修会は、開催要綱（別紙）や添付資料のとおり「2016年度政府予算案と地方自治体」「地域包括ケア体制の問題点と課題」「2・3月議会の活動に向けて」をテーマにした研修が主たる内容の研修会でしたが、活動報告書では「県内地方議員を対象に一泊で、各議員の活動報告を踏まえて、経験交流、懇談を深める」となっていました。この報告書が不十分で、具体的な研修内容がわかる開催案内や研修資料の添付がされていませんでした。研修会の内容がわかる開催案内及び研修資料を添付します。

問. 2 政党活動との関係

「上記研修会は、日本共産党富山県委員会が主催者とされています。日本共産党富山県委員会が主催する研修会に政務活動費を使用することは、党大会などの政党活動に政務活動費を使用することを禁じた運用指針5(1)に抵触しないでしょうか。抵触しないと考える場合には、その理由を示してください。」

回答. この研修会は、開催要綱（別紙）のとおり「2016年度政府予算案と地方自治体」「地域包括ケア体制の問題点と課題」「2・3月議会の活動に向けて」をテーマに、県内の

日本共産党自治体議員が合同で学習した研修会であり、その参加に要する経費は開催要綱に記載されているとおり参加費（宿泊費、夕食・朝食代、研修会場費、資料代などを含む）運用指針3(2)及び4(2)の「◎団体等が開催する研修会・講演会の参加に要する経費」として支出したものです。主催が日本共産党県委員会になっているのは、県内の市町村議員の連絡組織はないためです。運用指針5(1)にある「党大会の出席」「党大会賛助金」などの政党活動経費ではなく、運用指針に触れるものではありません。

問. 3 資料の開示

研修会に政務活動費を支出する場合には、具体的な研修内容が分かる開催案内、研修資料、報告書などの参考資料を添付することとされています（運用指針4(2)）。上記研修会に関する参考資料を開示することを求めます。

回答. 研修会の開催案内、及び、研修会当日の資料の添付が漏れていました。回答書に添付します。

第3：赤星ゆかり議員及び中山雅之議員の平成28年3月28日付印刷代請求書について

問. 1 富山市議会6月定例会への参加を呼びかける書面は、中山雅之議員及び赤星ゆかり議員の顔写真が大きく掲載されるとともに「傍聴で応援をお願いします」との記載があり、特定の議員の宣伝活動、後援活動としての色彩が濃いものです。また、書面についての問い合わせ先には、日本共産党の富山地区委員会の電話番号及びファックス番号が記載されています。

問. 2 質問事項

①上記書面について政務活動費を支出することは、政務活動費を特定議員の支援依頼活動または後援活動に支出することを禁じた運用指針の5(2)(3)に反しないでしょうか。

②前項について反しないと考える場合、その理由を示してください。

回答. ご指摘の書面は、富山市議会日本共産党として「市議会だより」として定例会ごとに発行している議会報告書の号外として発行し、会派の議会活動についてお知らせするものであり、運用指針3(3)の広報費「会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費」として支出したものです。運用指針の5(2)の「選挙運動及び選挙活動」「選挙ビラ」、5(3)の「後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等」ではありません。

問. ③上記書面について政務活動費を支出することは、政務活動費を政党の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送に要する経費に支出することを禁じた運用指針5(1)に反しないでしょうか。

④前項について反しないと考える場合、その理由を示してください。

回答. 問い合わせ先に議員控室の電話番号とファックス番号とともに日本共産党の富山地区委員会の電話番号及びファックス番号を記載したのは、議員控室には議員や事務員が常時

いるわけではありません。そのため、電話によるお問い合わせがつながりやすいよう、常時連絡の取れる日本共産党の富山地区の事務所の電話番号等を入れたものです。このことをもって「政党の広報誌、パンフレット、ビラ等」には当たりません。

問. ⑤上記書面の印刷費 8 万 8 7 5 0 円は、日本共産党の富山地区委員会に支払われていますが、政務活動費を政党に対する支出に充てることは、政務活動費を政党活動に支出することを禁じた運用指針に反しないでしょうか。

⑥前項について反しないと考える場合、その理由を示してください。

回答. 日本共産党富山地区委員会にある印刷機による印刷を発注したものです。定例議会議中に質問や討論のお知らせを迅速に行うため、印刷所への発注より早く、また安価に印刷を行うことができるため、政務活動費の節約にもつながります。印刷代は実費であり、政党活動経費には当たりません。このことは、現在の新運用指針による第三者機関でも承認されており、正当な支払いです。

第 4：平成 2 7 年 1 1 月 2 2 日開催介護問題シンポジウム呼びかけの書面について

問. 「上記書面は、日本共産党富山県議団と富山市議会日本共産党の共催とされていますが、問い合わせ先は日本共産党富山県委員会と日本共産党富山地区委員会が記載されており、上記書面の作成及び配布は、形式的にも実質的にも日本共産党の政党活動の一環である」

回答. 上記の「介護問題シンポジウム」は、介護保険の改定・介護報酬の引き下げの影響などについて、行政担当者の報告、介護を受ける当事者や介護現場のみなさんの声を聞き、安心の介護実現を目指す議会活動に活かす目的で、日本共産党県議団と共催で開催したものです。当日の運営も、ひづめ県議、中山市議、赤星市議が行いました。ご指摘の「政党活動の一環」「政党の広報誌、パンフレット、ビラ等」にはあたりません。

「お問い合わせ先」については、県議会日本共産党控室、富山市議会日本共産党控室ともに、議員や事務員が常時いるわけではありません。そのため、電話によるお問い合わせがつながりやすいよう、常時連絡の取れる日本共産党の富山地区と県の事務所の電話番号を入れたものです。

問. 「また、上記シンポジウム開催費用の負担者を明らかにしてください。」

回答. 上記の「介護問題シンポジウム」の費用負担は、会場費（サンフォルテ 307 号室）、案内ちらし印刷費、案内発送費を日本共産党県議団と富山市議会日本共産党とで折半しました。

おわりに

貴会派から5月30日付で受け取った「貴会派の政務活動費の使用について」と題する申し入れ文書について意見します。

①「貴会派の行動は、『市民のために政務活動費の健全化』をうたいながら、他会派への政治的攻撃にて自会派のPRという利をむさぼりつくしている」という文について。

日本共産党は、政務活動費の不正に関し、市民から真相を徹底解明してほしいとの声にこたえ、すべての会派の疑義がある場合は解明するとの立場で活動してきています。これまで調査してきた中から、架空・水増し・虚偽ではないかと疑われるような、おかしいと気づいたものについて随時指摘し、質問してきたのであって、政治的攻撃は無く、ましてや自会派のPRのためではないことは明白であります。このような言いがかりをつけられるいわれはなく、貴会派の見識が疑われます。撤回されるべきであります。

②「当会派は貴会派のように質問状を連発することは今のところ望んでいない」について。

私たちは、質問状は連発はしていません。公開質問状は2回のみであり、貴会派から「回答」されてもなお不明な点については追加質問したものであります。

③「貴会派の誠意ある回答を待ち」

日本共産党は、貴会派からの質問状に、誠意を持って回答しました。

しかしながら、当会派からの質問状に対し、貴会派からの（誠意ある）回答は未だにありません。昨年6月7日の第1回目の公開質問状に対しては6月16日に「回答しない」と口頭での返答がありました。

また、昨年9月26日の第2回目の公開質問状に対しては、11月16日に一応回答がりましたが、それでは不明だった、ある議員に関わる部分についての再質問に、12月4日に一度、回答書を持ってこられました。当会派からの指摘を受けて引き取られ、後日、正式に会派として回答することでしたが、今日まで受け取っていません。また、別のある議員に関わる質問については文書回答がなく、口頭での説明のみであり、再質問にはいまだ回答がありません。

あらためて、貴会派からの誠意ある回答を待ちたいと思います。

以上